「令占合麻迦那波而」にみる『古事記』天石屋戸段の構想

折 原 佑 実

はじめに

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

然ではあるまい。

していく。

本稿では、『日本書紀』の構想上いかなる意味をもつのかを検討

お行われることが『古事記』の構想上いかなる意味をもつのかを検討

本稿では、『日本書紀』第七段諸伝との比較を通して『古事記』天

一、『古事記』天石屋戸段の構造

高天原に復帰するまでの本文を掲げる。

はじめに、『古事記』天石屋戸段の、アマテラスが籠った直後から

令鳴而、 阿多。》於下枝、 恋之五百津之御湏麻流之玉、於中枝、取繋八尺鏡、《訓八尺云八 木矣、根許士介許士而、 頑 之真男鹿之肩拔而、取天香山之天之波々迦《此三字以音。木名。》 天兒屋命・布刀玉命《布刀二字以音。下效此。》而、内拔天香山 令作鏡、科玉祖命、令作八尺勾恋之五百津之御湏麻流之珠而、召 麻羅而、《麻羅二字以音。》科伊斯許理度賣命、《自伊下六字以音。》 産巣日神之子、思金神令思《訓金云加尼。》而、 是以、八百万神於天安之河原、神集々而、 令占合麻迦那波而、 取天安河之河上之天堅石、取天金山之鐵而、 取垂白丹寸手・青丹寸手而、《訓垂云志殿。》此 《自許下五字以音。》於上枝、取著八尺勾 《自麻下四字以音。》天香山之五百津真腎 《訓集云都度比。》高御 集常世長鳴鳥、 求鍛人天津

出即、 顽 矣、 戸而、 種々物者、 布刀玉命、指出其鏡、示奉天照大御神之時、天照大御神、逾思奇 白言、「益汝命而貴神坐故、歓喜咲樂。」、如此言之間、天兒屋命 天原動而、 竹云佐々。》於天之石屋戸伏汙氣而 天之日影而、 禱白而、天手力男神、 「従此以内、不得還入。」故、天照大御神出坐之時、 《此五字以音。》為神懸而、 国 何由以、天字受賣者為樂、 稍自戸出而、 布刀玉命、以尻久米《此二字以音。》縄、控度其御後方白言。 自得照明 内告者、「因吾隠坐而、以為天原自闇、 八百万神共咲。於是、天照大御神以為恠、 布刀玉命、 為縵天之真拆而、手草結天香山之小竹葉而、 臨坐之時、 隠立戸掖而、天宇受賣命、手次繋天香山之 布刀御幣登取持而、 掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也。介、 其所隠立之天手力男神、 亦八百万神諸咲。」介、天宇受賣 《此二字以音。》蹈登杼呂許志 天兒屋命、 亦葦原中國、 高天原及葦原 細開天石屋 取其御手引 布刀詔戸 《訓小 皆闇 高 言

した。(訓注略) は、伝承の文体などではなく、訓主体の表記のなかで『而』で意味単は、伝承の文体などではなく、訓主体の表記のなかで『而』で意味単は、伝承の文体などではなく、訓主体の表記のなかで『而』で意味単した。(訓注略)

- ①八百万神於天安之河原、神集々面
- ② 高御産巣日神之子、思金神[令思]而、
- ③ 集 常世長鳴鳥、 令鳴 西
- ④取 天安河之河上之天堅石、取 天金山之鐵而、
- ⑤ 求 鍛人天津麻羅而、
- ⑥科伊斯許理度賣命、同作鏡、
- ①科]玉祖命、[令作]八尺勾恋之五百津之御湏麻流之珠而
- 8 召 天兒屋命·布刀玉命而
- ⑨|内拔||天香山之真男鹿之肩||拔||而
- ⑩取天香山之天之波々迦而
- ① 令占合麻迦那波 而
- ⑫天香山之五百津真賢木矣、根許士介許士]西
- ③ 於上枝、取著八尺勾愁之五百津之御湏麻流之玉、於中枝、取繋
- 八尺鏡、於下枝、|取垂|白丹寸手・青丹寸手而、
- ⑮ 天兒屋命、布刀詔戸言禱白而、⑭ 此種々物者、布刀玉命、布刀御幣登取持而:

- (b) 天手力男神、隠立戸掖而
- ① 天宇受賣命、手次繋天香山之天之日影而、
- ⑧ 為縵天之真拆而
- ⑩ 手草結天香山之小竹葉而
- 20 於天之石屋戸伏汙氣而
- ② 蹈登杼呂許志為神懸而、
- ② 掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也。

「ウナラヒマカナフ」の語構成は「ウラナフ」+「マカナフ」であ

「令占合麻迦那波而」にみる『古事記』天石屋戸段の構想(折原

男鹿抜而」とあることから鹿の骨を用いた「フトマニ」という様式のを判断すること」「事物にあらわれる現象や兆候によって、疑問の点にがしたり、事の成否や吉凶を予想したり判定したりする方法」などがでいる。『古事記』において「ウラ」は、この天石屋戸段のどと説明される。『古事記』において「ウラ」は、この天石屋戸段のどと説明される。『古事記』において「ウラ」は、この天石屋戸段のがあり、本段の「占合」については、辞書等では「吉凶ろう。「ウラ」また動詞「ウラナフ」については、辞書等では「吉凶ろう。「ウラ」また動詞「ウラナフ」については、辞書等では「吉凶

編』に、次のように説明されている。 に接続していることから四段活用動詞「マカナフ」の未然形と考えられるが、『古事記』中にはほかに訓表記の例が存在せず、孤例となっている。動詞「マカナフ」にはほかに訓表記の例が存在せず、孤例とまた、続く「麻迦那波」について、「麻迦那波」は使役の助動詞「しまた、続く「麻迦那波」について、「麻迦那波」は使役の助動詞「し 卜占であると考えられる。

め〜するの意をあらわしている。書の例以外は他の動詞と複合して、〜する準備をする・あらかじまかなふ [擬] (動四) あらかじめはかり待つ。整え備える。辞

語(活動)を境に神々の行動基準が変化したことがわかる。とすれば、詞がこの「令占合麻迦那波而」以後使われなくなることからも、このできる。また、先にも述べたように、「令」「科」「召」などの使役動のきる。また、先にも述べたように、「令」「科」「召」などの使役動からる。また、先にも述べたように、「令」「科」「召」などの使役動からる。また、先にも述べたように、「合」の目的は本文中に明示されていないが、「占合」・の目的は本文中に明示されていないが、「占合」・の目的は本文中に明示されていないが、「

ることにも一応の説明がつく。
ることにも一応の説明がつく。
本段での「令占合麻迦那波而」は、「百万神による使役行動がみられなくなけ合麻迦那波而」より後には八百万神による使役行動がみられなくなら合麻迦那波而」は、「占合」によって、続く祭式の準本段での「令占合麻迦那波而」は、「占合」によって、続く祭式の準本段での「令占合麻迦那波而」は、「占合」によって、続く祭式の準

とみられる。
とみられる。
とかられる。
とでもよぶべきものに基づいて行われているは、「八百万神」や特定の神の意思ではなく、「占合」の結果として得は、「八百万神」や特定の神の意思ではなく、「占合」の結果として得

二、記紀の天石屋戸神話

を「日神」と表記するb系所伝を示すこととする。 で、当段と類似した所伝を有する『日本書紀』神代巻第七段、正なの一部を掲げる。なお、北川和秀氏の分類にしたがい、(a)はま伝の一部を掲げる。なお、北川和秀氏の分類にしたがい、(a)はたって、当段と類似した所伝を有する『日本書紀』神代巻第七段〈正本書記』天石屋戸段における高天原の神々の関係性を考えるにあ

『日本書紀』第七段天石屋戸神話諸伝

(正文) (a)

遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣于時八十万神会合於天安河辺、計其可禱之方。故思兼神深謀遠慮、

〈一書第一〉(a)

〈一書第二〉(b)

〈一書第三〉(b)

伊弉諾尊児天明玉所作八坂瓊之曲玉、下枝懸以粟国忌部遠祖天日而使祈焉。於是天児屋命掘天香山之真坂木、而上枝懸以鏡作遠祖至於日神閉居于天石窟也、諸神遣中臣連遠祖興台産霊児天児屋命

時日神聞之曰、 鷲所作木綿、乃使忌部首遠祖太玉命執取、 頃者人雖多請、 未有若此言之麗美者也、 而広厚稱辞祈啓矣。 乃細開磐 于

が

戸

,而窺之。:

り」とした名詞を第七段に限定すると、それぞれa系(正文、一書第 に関してはa「八十万神」とb「諸神」との対応関係が成り立つこと は、「八十諸神」の表記が見えるのは第九段のみであるので、第七段 記に極めて近い」ことを指摘した。氏がグループ分けに際し「手がか ループに属する本文は、その内容がりのグループの内容に比べて古事 神」と表記するa系、「日神」と表記するb系とに分類し、「aのグ 一)=天照大神・高天原・八十万神、b系(一書第二、一書第三)=日 書群を、神名等の固有名詞の表記法をもとにアマテラスを「天照大 北川和秀氏は、『日本書紀』神代巻第四段から第十段の〈正文〉と 天原・(八十) 諸神となる。なおb系「(八十) 諸神」について

児屋命」が登場することが共通するが、〈一書第二〉においては「諸神」 また、天石屋戸神話全体が語られる〈正文〉〈一書第二〉〈一書第三〉 ナヒ」が行われる所伝は、〈一書第一〉に続くべき部分が(あるとす される物品などには様々な異同があるが、『古事記』のように「ウラ に、「忌部の遠祖」である「太玉 (命)」と「中臣連の遠祖」である「天 れば)不明であることを除けば、一つも存在しないことが注目される。 『日本書紀』第七段諸伝をみると、登場する神々とその活動、 用意

> のとおり要素の有無という点でいえばa系所伝がより『古事記』に近 のは〈正文〉〈一書第一〉であり、 が認められる。加えて、『古事記』 の二神は「召天児屋命・布刀玉命」と並列表記されており、同じ傾向 いるように見受けられる。また『古事記』 とあり、「天児屋命」と「太玉命」はほぼ同等の存在として扱われて 文〉では、「中臣連遠祖天児屋命、忌部遠祖太玉命」が「相与致其祈禱 屋命」が祭式において中心的な役割を担っているといえる。一方、〈正 備を行い「広厚稱辞祈啓」とあることから、 児屋命」が 「天児屋命」に祈禱を依頼し、「天児屋命」が「太玉命」含む神々と進 「天糠戸」「太玉」などの神々を使役し、 「神祝祝之」とあり、〈一書第三〉では、「諸神」が冒頭で 同様「思金(兼)神」が登場する 第七段においても、 天石屋戸段においても、こ 物品が揃った段階で「天 b系所伝では特に「天児 北川氏の指摘

郷信綱氏が『古事記注釈』において次のように述べている。(*) が召集されたというかたちをとっている。この召集者については、 第一〉は「会八十万神於天高市而問之」とあり、何者かに「八十万神」 集会するのは、 次に、神々の関係性について整理する。『古事記』と同様に神々が a系所伝である〈正文〉〈一書第一〉であるが、〈一書

いことが確認される。

ムスヒは、 くるのは、 事記の場合も、 もとよりこの言外の主格はタカミムスヒだと考えねばならぬ。古 タカミムスヒが背後に控えていることを示す。タカミ 天之御中主、 思金神が単独でなくタカミムスヒの子として出て 神産巣日とともにいわゆる造化三神に

で、また記紀を比較する上で、これは一つの大事な問題点になるで、また記紀を比較する上で、これは一つの大事な問題点になるで、また記紀を比較する上で、これらはいったい何を意味するか。その解答を今すぐ出すことはできぬが、以下の物語を読み進む上で、また記紀を比較する上で、これは一つの大事な問題点になるはずである。

(一書第一)の文中で明記されていない以上、実際のところ召集者の特定は難しいと思われる。しかし氏が指摘する通り、『古事記』もの特定は難しいと思われる。しかし氏が指摘する通り、『古事記』もをみせている。とはいえ、『古事記』において八百万神は自主的に行をみせている。とはいえ、『古事記』において八百万神は自主的に行ることを考えると、同じくタカミムスヒの子であることを明示する姿勢あっる集団とされ、また思金神は八百万神の命令に従って思案していることを考えると、同じくタカミムスヒの名を掲出する所伝であってることを考えると、同じくタカミムスヒの名を掲出する所伝であってることを考えると、同じくタカミムスヒの名を掲出する所伝であってある。

と「太玉命」については、『日本書紀』第九段〈一書第二〉に「…乃から「相与致其祈禱」までの活動を自主的に行っている。「天児屋命」を使役しているが、文体上、「中臣連遠祖天児屋命」と「忌部遠祖太玉命」は「思兼神」に使役されておらず、「掘天香山之五百箇真坂樹」記述はみられず、自ら「深謀遠慮」し、「常世之長鳴鳥」「手力雄神」配り、「日本書紀』〈正文〉では、「思兼神」がタカミムスヒの子だという

祖命者、 うに、 之祖」であることが判明する。これは天石屋戸段に登場する「天宇受 受賣命者、 其天児屋命者、 刀玉命」とのみ表記され、のちに天孫降臨条に至ってはじめて「故 われる。特に『古事記』天石屋戸段においては、二神は「天児屋命」「布 性をもたず、その活動も全体の中で目立ちにくくなっているように思 記され、他の神々の活動と並んで二神の活動が語られる『古事記』や 禱行為にあったと思われ、中でも特に天児屋命が重視されているのが いて、アマテラスを招き出す祭式の中心は一般に天児屋命らによる祈 興台産霊児天児屋命而使祈焉」とあることにより、天石屋戸神話にお がえる。さらに〈正文〉冒頭に「八十万神会合於天安河辺、計其可禱 ら、第七段諸伝においてもその職掌が強く意識されていることがうか いること、天児屋命の仕事は基本的に祈禱に類するものであることか 書第三〉に共通して「忌部」「中臣」の遠祖であることが明記されて 使太玉命、以弱肩被太手襁、 b系所伝であるといえる。一方、「天児屋命」と「太玉命」が並列表 之方」、〈一書第三〉に「至於日神閉居于天石窟也、 るが、先に述べたように『日本書紀』第七段〈正文〉〈一書第二〉〈一 天児屋命主神事之宗源者也。故俾以太占之ト事而奉仕焉」とあるよ 『日本書紀』〈正文〉では、天児屋命は他の神々に対してほとんど優越 天石屋戸神話以外でも祭祀に関わる神として名が挙がってい 《玉祖連等之祖。》」と、それぞれ「中臣連等之祖」「忌部首等 《猿女君等之祖。》伊斯許理度賣命者、 《中臣連等之祖。》布刀玉命者、 而代御手以祭此神者、 《忌部首等之祖。》天字 《作鏡連等之祖。》玉 諸神遣中臣連遠祖 始起於此矣。 且.

賣命」「伊斯許理度売命」「玉祖命」などの神々についても同様であって、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔て、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔て、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔で、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔で、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔で、『古事記』天石屋戸段において活動する神々の仕事に各々の後裔と太玉命は他の神々とほぼ同等の存在として機能するに留まっていると太玉命は他の神々とほぼ同等の存在として機能するに留まっていると太玉命は他の神々とほぼ同等の存在として機能するに留まっていると太玉命は他の神々とほぼ同等の存在として機能するに留まっているような印象を受ける。

天児屋命や伊斯許理度賣命等の神々が氏族の祖先神であることを記さない一方で、「思金神」のみ「タカミムスヒの子」であることを記さない「方で、「思金神」のみ「タカミムスヒの子」であることを記さない『日本書紀』〈正文〉と対照的であり、「天児屋命」に代表される氏族始祖としての神々への関心が相対的に低く、逆に別に代表される氏族始祖としての神々への関心が相対的に低く、逆に別に代表される氏族始祖としての神々への関心が相対的に低く、逆に別に代表される氏族始祖としての神々への関心が相対的に低く、逆に別に代表される氏族始祖としての神々への関心が相対的に低く、逆に別に大児屋命」「太玉命」も自主的に活動しているが、『古事記』ではいずれも特定の「個」ではなく「集団」としての「八百万神」に使役いずれも特定の「個」ではなく「集団」としての「八百万神」に使役ないずれも特定の「個」ではなく「集団」としての「八百万神」に使役がれるかたちで活動しており、「八百万神」の地位が相対的に高い。

『古事記』と『日本書紀』〈正文〉の天石屋戸神話は、北川氏が指摘するように含まれる要素は多く重複するものの、要素としての神々の扱関係性、また指揮系統のありようには、『古事記』が造形しようとする「高天原」という世界の構造・性格が反映されていると考えられる。そのような視点からみたとき、氏族始祖としての神々の個性が抑制された『古事記』天石屋戸段において、「天児屋命」と「布刀玉命」に「ウカナマカナフ」という『日本書紀』諸伝にはみられない独自の仕事が与えられていることは注目される。

三、『古事記』のウラナヒ

では国家の大事に際し、その解決手段として用いられていることがわれば国家の大事に際し、その解決手段として用いられていることがわれば国家の大事に際し、その解決手段として用いられていることがわれるでは、伊耶那岐・伊耶那美二神の子産みの失敗、アマテラスの一個においてである。これらの例をみると、『古事記』において「ウラーで、「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場ので、「古事記」中で「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場ので、「古事記」中で「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場ので、「古事記」中で「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場のは、次に挙げる三場のは、次に挙げる三場ので、「古事記」中で「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場のでは、「古事記」をいることが行っている。「古事記』中で「ウラー」が行われるのは、次に挙げる三場には、「古事記』中で「ファット」が行われるの大きにいることが行った。「古事記』中で「ファット」が行われるの大きにいることが行った。「古事記』中で「ファット」には、「古事記』中で「ファット」には、「古事記』中で「ファット」には、「古事記録している」には、「古事記録しましていることが行った。「おります」には、「古事記録しませばいる」には、「古事記録しませばいる」には、「おりませばいる」には、「おります」には、「おります」には、「おります」には、「おります」には、「おります」には、「ファット」には、「おります」には、「おります」には、「おります」には、「カート」にはいるいる。「カート」にはいるいる。「カート」にはいる。「カート」にはいるいる。「カート」にはいる。「カート」にはいるいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいるいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはいる。「カート」にはい

『古事記』中「卜」「占」の用例

以音。》卜相而詔之、「因女先言而不良。亦還降改言。」故介、返降、即共參上、請天神之命。介、天神之命以、布斗麻迩介《此五字即共參上、二柱神議云、「今吾所生之子不良。猶宜白天神之御所。」

更往廻其天之御柱如先。

② 是以、八百万神於天安之河原、神集々而、 御産巣日神之子、思金神令思 以音。》…… 音。》天香山之五百津真賢木矣、 此。》而、内拔天香山之真男鹿之肩拔而、取天香山之天之波々迦 《此三字以音。木名。》而、 令鳴而、……召天兒屋命・布刀玉命 令占合麻迦那波而、 《訓金云加尼。》而、 根許士介許士而、 《布刀二字以音。 《訓集云都度比。》 《自麻下四字以 《自許下五字 集常世長鳴 下效 高

③ 於是、天皇患賜而、 β 食 ト。 γ ト 而、 自那良戸遇跛・盲。自大坂戸亦遇跛・盲。 詔之時、其鷺堕地死。…即曙立王·菟上王二王、副其御子遣時: 拝此大神、 之御舎者、御子必真事登波牟《自登下三字以音。》」如此覺時 《御子令拝其大神宮将派遣之時、 布斗摩迩々占相而、 出行之時、 故、科曙立王、令宇氣比白、《宇氣比三字以音。》「因 誠有験者、住是鷺巣池之樹鷺乎、宇氣比落。」、 毎到坐地、 御寝之時、覺于御夢曰、「修理我宮如天皇 求何神之心、 定品遅部也 令副誰人者吉。介、 **介崇、出雲大神之御心。故** 唯木戸是掖月之吉戸 曙立王 如此

知ることであったと考えられる。つまり、伊耶那岐・伊耶那美二神にいるので、「卜相」の目的は二神の子が「不良」だったことの原因をして、「卜相」の後に天神が「因女先言而不良」と二神に指示をして①では、伊耶那岐・伊耶那美二神の発言「今吾所生之子不良」に対

その結果に従い二神に指示を出したこととなる。指示を請われた天神は、卜相によってさらに上位存在の意向を請い、

述べている。 寺川眞知夫氏は、著書『古事記神話の研究』において、次のように

る神との関係に当てはめて理解しなければならない。高天原における布斗麻迩はほかにも天石屋戸条にみえることは周知のとおりである。高天原においても、神意を伺う技術として存在したとの設定であるが、「布斗麻迩」でトって詔した天神は身体的行動をむえる神であった。またこれらの神が自ら判断を下さず、布斗なしえる神であった。またこれらの神が自ら判断を下さず、布斗なしえる神であった。またこれらの神が自ら判断を下さず、布斗なしえる神であった。またこれらの神が自ら判断を下さず、布斗なしているとこうした必要はないはずである。

天神が伊耶那岐・伊耶那美二神の上申に返答するにあたって「ト を行った理由を「天神自らこの事態を判断できず、ほかの上位の相」を行った理由を「天神自らこの事態を判断できず、ほかの上位の はについて他二例をみてみると、③αについては垂仁天皇の夢においたの指摘を参考に「なぜト占という手段が用いられたか」という 点について他二例をみてみると、③αについては垂仁天皇の夢においた名乗らなかった神の名をト占によってしか知る方法がなかったと考 たられ、β・γに関しても人選や道の選定という実用的な目的による ものとみられるが、②天石屋戸段においては、「八百万神」「思金神」 ものとみられるが、②天石屋戸段においては、「八百万神」「思金神」

きる。 なかったために、「占合」という手段が用いられたと考えることがで

う関係になっていたのだと思う。」と、多様な方法があるト占の中で 「フトマニ」は古い方法を指すものと知れる。西郷信綱氏は、こうし(ユ) 時点では亀甲を用いる卜占法が主流であったとされるが、天石屋戸条 天原や国家の危機を、「フトマニ」という公式の卜占法によって克服 ている。氏の指摘にしたがえば、『古事記』中の三例についても、 も「フトマニ」が国家との結びつきが強いト占法であることを指摘し で、そして記紀時代、具体的にはそれは鹿の肩骨を灼く法を指すとい は大事にさいしておこなわれる宮廷の公式(傍点ママ)の卜法のこと を日本最古の卜法と考えるだけでは正確でない。おそらくフトマニと に「内抜天香山之真男鹿之肩抜而」とあることにより、『古事記』の じ、奈良時代末には亀甲を用いた。」と説明しており、『古事記』編纂 意を判ずるト占をいう。古くは、鹿の肩骨を焼き、ひびの入り方で判 は、新潮日本古典集成『古事記』(10) トマニ」という卜占法によるものとみられる。「フトマニ」について しようとしたものとみることができる た鹿卜としての「フトマニ」について、「しかし通説のように、これ 『太』で、立派なという称辞。『まに』は神意のまにまにの意で、神 なお、先にも述べたが、①・②・③αの「ウラナヒ」はいずれも「フ が「原文『布斗麻邇』の『ふと』 は

活動の中心に位置づけられており、『古事記』においても、神々の活『日本書紀』第七段諸伝では、「天児屋命」などによる祈禱が一連の

式を完成させるという、書紀諸伝にはみられない独自の展開をみせての方針を定められず、「占合」によって得られた「神意」に頼って祭挿し挟まれることによって、高天原に集った神々の判断のみでは祭式動の一つとして「天児屋命、布刀詔戸言禱白而」の一節をみることが

四、ウラナヒの結果としての「神意

いる。

文化―』の中で次のように述べている。
古代における卜占術の発達について、著書『万葉びとの世界―民族と古代における卜占術の発達について、著書『万葉びとの世界―民族とや国家にかかわる重大な問題の解決のために行われる。櫻井満氏は、先述のように、『古事記』における「ウラナヒ」はいずれも高天原

そうした前兆による占いから、集団生活のための統一と権威がであることをあらわしている。

を求めたりもしている。

び、祭るべき神や吉日などを定めている。また不猟や病気の原因び、祭るべき神や吉日などを定めている。また不猟や病気の原因さ代の占いは政治に結び付き、皇位継承者や神田・宮地を選

機井氏の述べるように、「集団生活のための統一と権威」を求めることが人為的な下占術の発達の背景にあったとするならば、下占の結果として得られた「神意」はその集団に共有される絶対的な判断基準よって得られた「神意」を方針として採用することで、「八百万神」よって得られた「神意」を方針として採用することで、「八百万神」とならなければならない。『古事記』天石屋戸段における「占合」にとならなければならない。『古事記』天石屋戸段における「占合」にの神々すべてを「神意」という権威の下に組み込み統一することを目をするです。

ことであると理解」したうえで、次のように説明する。 ことであると理解」したうえで、次のように説明する。 ことであると理解」したうえで、次のように説明する。 ことであると理解」したうえで、次のように説明する。 ことであると理解」したうえで、次のように説明する。

六代までの神々のうちにある。他方、天神に「布斗麻迩」で神意ばならない。それはいずれの神かといえば、神代七代の三代からの神々のうち、身を隠さず、身体的行動をとりえた神としなけれ神に命を請われ、「布斗麻迩」をして詔した天神は神代七代まですなわち伊耶那岐命・伊耶那美命に言依をした天神諸、さらに二

を問われた神は身を隠した別天神五神と七代の神の最初の二代の

神のうちにある。

二二ギの意思によるものであり、第三者の意思は介在しない。 ここだ、「宇気比弖貢進」した例でも、結果として挙げられる呪的行為としては、他に「ウケヒ」や夢の中での託宣、神帰せなどがある。そのうち夢の中での託宣や神帰せは特定の神からの言語を用いた通信であることが、「大物主大神顕於御夢曰、…」(崇神)、「覚于御夢曰…求何をえば香坂王・忍熊王の「宇気比狩」において、香坂王が大猪に食わたえば香坂王・忍熊王の「宇気比狩」において、香坂王が大猪に食わたさば香坂王・忍熊王の「宇気比狩」において、香坂王が大猪に食わたさば香坂王・忍熊王の「宇気比狩」において、香坂王が大猪に食わたさいう結果が特定の神の意思であると判断することは難しいであれたという結果が特定の神の意思であると判断することは難しいであれたという結果が特定の神の意思であると判断することは難しいであれたという結果が特定の神の意思であると判断することは難しいである。また、上巻で大山津見神が長寿と繁栄をそれぞれ担う姉妹を二二ギの意思によるものであり、第三者の意思は介在しない。

事記』における「ウラナヒ」の信頼性の高さをうかがうことができる。で天皇…謂為詐神而」(仲哀)、「其弟忍熊王、不畏其態」(仲哀)などとあるように、受信者の資質も関わるとはいえ必ずしも信用・尊重さての場合において条件設定・結果の判断基準について全く説明がないての場合において条件設定・結果の判断基準について全く説明がないての場合において条件設定・結果の判断基準について全く説明がないでの場合において条件設定・結果の判断基準について全く説明がないである。

おわりに

「大神」が「ウラナヒ」によって得た「神意」をもとに二神に回答ないう方式を採っている。先に述べたように、『古事記』においてを貫く絶対的な指標として機能していると考えられる。『古事記』をを貫く絶対的な指標として機能していると考えられる。『古事記』をを貫く絶対的な指標として機能していると考えられる。『古事記』を本要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を本要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体要な局面に限られ、それによって得られる「神意」は『古事記』を体を貫く絶対的な指標として機能していると考えられる。『古事記』を体で「八百万神」の地位が高く設定されているが、その「八百万神」が「ウラナヒ」によって得た「神意」をもとに二神に回答に、「天神」がしるという方式を収集されているが、その「八百万神」がします。

⇒ で校注・訳、小学館、一九九四年による。ともに、一部字体を改めた。また、での口頭発表の内容を発展させたものである。□ 二年による。また、『日本書紀』からの引用は、新編日本古典文学全二○一二年による。また、『日本書紀』からの引用は、新編日本古典文学全二○一二年による。また、『日本書紀』からの引用は、新編日本古典文学全二○一二年による。また、『日本書紀』からの引用は、新編日本古典文学全二○一二年による。ともに、一部字体を改めた。また、での口頭発表の内容を発展させたものである。

在する。 する神を「天照大神」と表記する所伝と「日神」と表記する所伝とが存注(1) 『日本書紀』第七段諸伝の中には、『古事記』の「天照大御神」に相当

分注は《二重鉤括弧》で示す。

山口佳紀・神野志隆光校注『古事記』(新編日本古典文学全集一)小

2

「令占合麻迦那波而」にみる『古事記』天石屋戸段の構想(折原

学館、一九九七年、六四頁頭注一

- (3) 「占合麻迦那波」二字目の「合」字、真福寺本・道果本・道祥本・春瑜本が「鹿」の異体字を書いているが、「麻」と「鹿」も混乱を生じ春瑜本が「鹿」の異体字を書いているが、「麻」字、真福寺本・道祥本・他例により「合」ととる。また、三字目「麻」字、真福寺本・道祥本・ を「令」は字体が類似していてしばしば混同されること、また記紀のと「令」は字体が類似していてしばしば混同されること、また記紀のと「令」は字体が類似しているが、「合」字、真福寺本・道果本・道祥本・春
- 4 とく、 れる。 れた。(後略)」などとある。 う方法があり、「太占(ふとまに)」「亀卜(かめのうら)」などと呼ば ただしたり、事の成否や吉凶を予想したり判定したりする方法。古く をうかがうこと。事物にあらわれる現象や兆候によって、疑問の点を 二〇〇二年に「(心の意の「うら」と関係がある語かといわれる) 神意 目の模様によって判断した。このことから考えて、西村真次の説のご 動詞「うらなふ」となる。上古は、牡鹿の肩の骨を焼いて、その割れ 凶を判断すること。これに行動を意味する「なふ」の接尾語がついて、 丸山林平 鹿の骨や亀の甲を焼いて、その時にできる裂け目や模様でうらな ツングース語の鹿から来たシャーマン的民族であるとも考えら (後略)」、また『日本国語大辞典 第二版』小学館、二〇〇〇~ 『上代語辞典』明治書院、一九六七年に「うら〔占・ト〕吉
- の「占合」も「太占」であると判断してよいだろうと思われる。裂の形を見て、吉凶を判断すること。」とあるのによれば、天石屋戸段を掘り、木を箸のように削り、その木に火をつけて骨を焼き、骨の亀(5) 『上代語辞典』の「ふとまに〔太占〕」の項に「上代、鹿の肩の骨に溝
- (6) 『時代別国語大辞典 上代編』三省堂、一九六七年、「まかなふ」の項

北川和秀「古事記上巻と日本書紀神代巻との関係」『文学』四八―五

7

- (8) 西郷信綱『古事記注釈』第一巻、平凡社、一九七五年、三二一頁七行~一九八〇年五月
- (9) 寺川眞知夫『古事記神話の研究』塙書房、二〇〇九年、一三三頁

- (11) 前掲『古事記注釈』第一巻、一一八頁五~七行
- 一四七頁一三行~一四八頁二行 櫻井満『万葉びとの世界―民族と文化―』雄山閣出版、一九九二年、
- (13) 前掲『古事記神話の研究』 | 三二頁~ | 三四頁
- 三七九頁十行~三八〇頁一行櫻井満『道の島の祭り』櫻井満著作集第十巻、おうふう、二〇〇〇年

 $\widehat{14}$